

奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第五十六号

奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成二十四年十月奈良県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

「第五節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する

### 目次中

- 第一款 この節の趣旨及び基本方針（第百十五条・第百十六条）
- 第二款 人員に関する基準（第百十七条・第百十八条）
- 第三款 設備に関する基準（第百十九条・第百二十条）
- 第四款 運営に関する基準（第百二十一条―第百三十二条）

する基

を「第五節 削除」に改める。

」

第百一条第一項第三号中「（次項において「提供単位時間数」という。）」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第三号」を「前項第三号」に改め、「（前項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第七項において同じ。）」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

第百三条第二項第一号ア中「利用定員」を「当該指定通所介護事業所の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次節において同じ。）」に改め、同条第五項中「前項ただし書」を

「第三項ただし書」に改める。

第六章第五節を次のように改める。

#### 第五節 削除

#### 第一百五十五条から第三十二条まで 削除

第三百三十三条第一項第三号中「(次項において「提供単位時間数」という。)」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項第三号」を「前項第三号」に改め、「(前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。)」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第三百三十五条第二項第一号ア中「利用定員」を「当該基準該当通所介護事業所の利用定員(当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)」に改める。

第八十四条中「、指定通所介護事業所」の下に「、指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)」を加える。

第二百四十八条第三項中「指定福祉用具貸与」の下に「、指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護」を加え、同条第四項中「指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 指定訪問介護
- 二 指定訪問看護
- 三 指定通所介護又は指定地域密着型通所介護

#### 附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。